

第6回 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会 議事次第

〔日時：令和6年8月20日（火）14:00～〕
〔場所：農林水産省畜産局第1会議室〕

1 開 会

2 議 事

- （1）税制上の特例の指定に関する参考事例
- （2）「集中的に方向性を検討する論点」に関する意見
- （3）「事務局案」に関する意見
- （4）当面の制度のあり方
- （5）その他

3 閉 会

第6回 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会

配付資料一覧

資料1 牛マルキンにおける生産者負担金の損金算入について

資料2 事務局案に関する生産者団体コメント（事務局とりまとめ）

資料3 検討会の中間的総括の構成（案）

（参考資料）

参考1 第4回検討会（資料2 「主な論点ごとの検討の進め方」）

参考2 第5回検討会（資料1 「事務局案」）

牛マルキンにおける生産者負担金の損金算入について

畜産局企画課

1 牛マルキン制度

- ・ 畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、交付金を交付。(独)農畜産業振興機構(ALIC)が算定事務を実施。
- ・ 交付金の4分の1相当額は、生産者の積立金(生産者負担金)から支出。都道府県ごとに積立金管理者を指定し、基金を設置。

①生産者負担金の設定(別紙1)

毎年度、ALICが国と協議の上、負担金単価を設定。ブロックごとの枝肉価格、飼料費や都道府県ごとのもと畜費の動向、積立金の残額を踏まえて設定するため、都道府県ごとに負担金単価(令和6年度：肉専用種 5,000~31,000 円/頭)は異なるが、算定の考え方は全国で統一。

②交付金単価の算定(別紙2)

ALICが毎月算定。肉専用種の標準的販売価格はブロック単位、標準的生産費は県単位で算定しているため、都道府県ごとに交付金単価は異なるが、算定の考え方は全国で統一。

2 損金算入

牛マルキンでは、都道府県ごとに生産者負担金及び交付金単価が異なるものの、それぞれの算定にあたっての考え方は全国で同じであり、所得税法施行令第167条の2及び法人税法施行令第136条の要件を満たすものとして国税庁長官から指定を受けている。

〈参考〉

所得税法施行令第 167 条の 2（特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入）

居住者が、各年において、農畜産物の価格の変動による損失、漁船が遭難した場合の救済の費用その他の特定の損失又は費用を補てんするための業務を主たる目的とする法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもので次に掲げる要件のすべてに該当するものとして国税庁長官が指定したものに充てるための負担金を支出した場合には、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

- 一 当該資金に充てるために徴収される負担金の額が当該業務の内容からみて適正であること。
- 二 当該資金の額が当該業務に必要な金額を超えることとなるときは、その負担金の徴収の停止その他必要な措置が講じられることとなっていること。
- 三 当該資金が当該業務の目的に従って適正な方法で管理されていること。

法人税法施行令第 136 条（特定の損失等に充てるための負担金の損金算入）

内国法人が、各事業年度において、農畜産物の価格の変動による損失、漁船が遭難した場合の救済の費用その他の特定の損失又は費用を補てんするための業務を主たる目的とする公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもので次に掲げる要件のすべてに該当するものとして国税庁長官が指定したものに充てるための負担金を支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 当該資金に充てるために徴収される負担金の額が当該業務の内容からみて適正であること。
- 二 当該資金の額が当該業務に必要な金額を超えることとなるときは、その負担金の徴収の停止その他必要な措置が講じられることとなっていること。
- 三 当該資金が当該業務の目的に従って適正な方法で管理されていること。

令和 6 年 3 月 2 1 日
独立行政法人農畜産業振興機構

令和 6 年度の肉用牛肥育経営安定交付金における登録肉
用牛 1 頭当たりの負担金の単価について

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日付
け 3 0 農畜機第 5 2 5 1 号）第 4 の 4 の（1）の規定に基づく令和
6 年度の登録肉用牛 1 頭当たりの負担金の単価を別紙のとおり定め
たので公表します。

畜産経営対策部

肉用牛肥育経営課 担当：川又、鈴木、新田

電話番号：0 3 - 3 5 8 3 - 8 5 6 2

(別紙)

令和6年度の登録肉用牛1頭当たりの負担金の単価
(負担金の納付先が都道府県の積立金管理者である場合)

(円/頭)

品種区分	都道府県	負担金単価
肉専用種	北海道	31,000
	青森県	17,000
	岩手県	11,000
	宮城県	19,000
	秋田県	15,000
	山形県	10,000
	福島県	20,000
	茨城県	19,000
	栃木県	21,000
	群馬県	27,000
	埼玉県	20,000
	千葉県	16,000
	東京都	21,000
	神奈川県	20,000
	山梨県	9,000
	長野県	13,000
	静岡県	11,000
	新潟県	5,000
	富山県	5,000
	石川県	5,000
	福井県	5,000
	岐阜県	5,000
	愛知県	10,000
	三重県	7,000
	滋賀県	16,000
	京都府	21,000
	大阪府	17,000
	兵庫県	5,000
	奈良県	16,000
	和歌山県	15,000
	鳥取県	10,000
	島根県	5,000
	岡山県	5,000
	広島県	5,000
	山口県	5,000
	徳島県	5,000
	香川県	5,000
	愛媛県	5,000
	高知県	5,000
	福岡県	5,000
	佐賀県	7,000
	長崎県	6,000
	熊本県	10,000
	大分県	6,000
	宮崎県	5,000
	鹿児島県	6,000
	沖縄県	5,000
交雑種		13,000
乳用種		10,000

牛マルキン 令和 6 年 7 月支払分の交付金単価について

(7 月 10 日 (水) 15 時に (独) 農畜産業振興機構から公表)

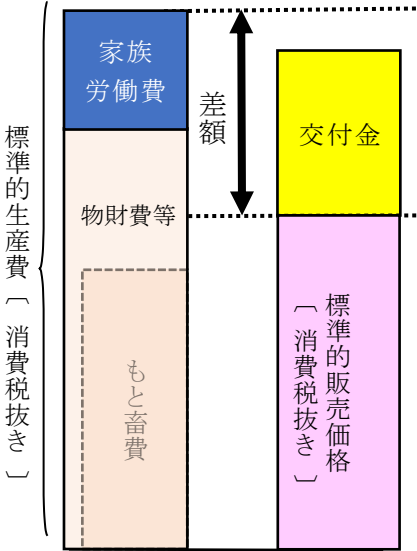
牛マルキンの令和 6 年 7 月支払分（5 月販売分）の 1 頭当たりの交付金単価（概算払）は、次のとおり。

(注 1) ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値 70（平均 + 2 σ）以上となるため、単独で算定
(注 2) 概算払の交付月は、過払いを防止するため 7,000 円/頭を控除しており、四半期の最終月の交付金交付時に精算払を実施。
(円/頭)

品種	区域		標準の 販売価格	標準の 生産費	交付金単価	品種	区域		標準の 販売価格	標準の 生産費	交付金単価
肉専用種	北海道		1,120,549	1,285,351	141,321	肉専用種	近畿	滋賀県	1,118,617	1,190,153	57,382
	東北	青森県	1,119,242	1,210,868	75,463			京都府		1,230,446	93,646
		岩手県		1,199,228	64,987			大阪府		1,204,064	69,902
		宮城県		1,229,583	92,306			☆兵庫県	1,521,958	1,247,869	—
		秋田県		1,234,885	97,078			奈良県	1,118,617	1,228,308	91,721
		山形県		1,193,809	60,110			和歌山県		1,172,845	41,805
		福島県		1,225,307	88,458			中国	鳥取県	1,139,425	1,229,482
		関東		茨城県	1,128,033		1,240,044		93,809		島根県
	栃木県		1,249,491	102,312			岡山県		1,158,738		10,381
	群馬県		1,271,551	122,166			広島県		1,178,141		27,844
	埼玉県		1,253,456	105,880			山口県		1,160,745		12,188
	千葉県		1,234,014	88,382			四国		徳島県		1,144,033
	東京都		1,245,005	98,274				香川県	1,189,362	33,796	
	神奈川県		1,244,363	97,697				愛媛県	1,129,799	—	
	山梨県		1,213,348	69,783				高知県	1,079,453	—	
	長野県		1,216,248	72,393			九州	福岡県	1,130,317	1,183,073	40,480
	静岡県		1,197,792	55,783				佐賀県		1,182,278	39,764
	北陸	新潟県	1,212,037	1,206,978	—			長崎県		1,177,192	35,187
		富山県		1,185,721	—			熊本県		1,190,867	47,495
		石川県		1,195,527	—			大分県		1,169,628	28,379
		福井県		1,165,216	—			宮崎県		1,167,011	26,024
	東海	☆岐阜県	1,429,465	1,242,939	—			鹿児島県		1,171,082	29,688
		愛知県	1,153,311	1,192,511	28,280		沖縄県	1,217,645	1,150,367	—	
		三重県		1,192,994	28,714						
交雑種			764,503	754,878	—	※交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。					
乳用種			461,771	501,009	28,314						

《牛マルキンの仕組み》

- ・ 肥育牛 1 頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の 9 割を交付金として交付。
(交付金のうち 1/4 に相当する額は、生産者負担金による積立金から支出)
- ・ 交付金は、毎月ごとの標準的販売価格と標準的生産費から算定。
- ・ 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別算定、標準的生産費は県別算定。



事務局案に関する生産者団体コメント
(事務局とりまとめ)

団体名略称

全中	: 全国農業協同組合中央会
中酪	: 中央酪農会議
肉事協	: 全国肉牛事業協同組合
JPPA	: 日本養豚協会
豚事協	: 日本養豚事業協同組合
養鶏協会	: 日本養鶏協会
食鳥協会	: 日本食鳥協会
中畜	: 中央畜産会

1 事務局案について

- ① 各基金、生産者団体の補填に関する意向が大きく異なることから、意向を一本化できないのであれば、各々の意向に対応するためには各基金が補填単価や借入金を個別に決定できるようにする方法しか採り得ないのではないかと。
(全中、肉事協、豚事協、食鳥協会、中畜)
- ② 3基金が歩み寄れるように検討を継続してもらいたい。
(中酪、養鶏協会)
- ③ 畜産農家戸数の減少が進む中、借入金を積み上げることは将来の担い手に借入金の負担を強いることになることから借入れしない運用をできるようにすることは好ましい。
(JPPA、豚事協)
- ④ 制度を安定運用し、生産者に万全な補填を講じる観点から、通常基金は補填財源を十分に確保できる保有水準まで積み立てできるようにお願いしたい。また、異常基金は急激な高騰に対応できるように民間が財源を積み立てやすい環境整備をお願いしたい。
(全中)
- ⑤ 今後、事務局案の下で国が令和4年度に実施した配合飼料価格高騰緊急対策のような対策を講じる場合は、各基金の補填単価とはリンクさせず、生産者が平等に受益することが必要。
(JPPA)
- ⑥ 補填財源が枯渇した場合に補填単価が異なることになっても、経営安定対策等があるので、キャッシュフローが回る生産者は耐えられるだろう。
(豚事協)

2 補填単価が異なることの生産現場の受止めについて

- ① 多くの生産者は他の経営がいくら補填されているか知らないし、制度のことを良く知っている生産者は補填単価の違いが生じ得ることを承知した上で契約するのであろうから、仮に補填単価が異なっても混乱はしないと考えるが、制度が変わるのであれば、各基金から生産者に事前にしっかりと説明してもらいたい。
(肉事協、JPPA、食鳥協会、中畜)
- ② 同じ畜種で補填単価が異なっていることを知れば、生産者から不平不満の声が生じるおそれがあるので、なぜ補填単価が異なるのか基金から生産者にしっかりと説明してもらいたい。
(中酪、豚事協)
- ③ 現在も補填の支払時期が各基金で異なる場合はあるが、生産者への説明により大きな混乱は回避されている。補填単価が異なる場合も同様であり、基金から生産者にしっかりと説明してもらいたい。
(全中)
- ④ 基金によって補填の対応が異なれば、例えば、平時は飼料価格が安い補填が少なくなる基金、飼料価格は高いが補填が充実する基金等、生産者はどの基金にするか吟味する必要が生じる。
(養鶏協会)
- ⑤ 生産者よりも飼料メーカーの営業が気にするのではないか。
(中酪、豚事協)

3 その他

- ① 「継続的に検討」としている論点についても、より良い制度となるように検討を続けてもらいたい。生産者が安心して経営を継続できるよう、大きな視点、長い観点から各基金による協議や国による制度検討をお願いする。
(中酪、JPPA、豚事協、養鶏協会、食鳥協会)
- ② 生産者による基金間移動を円滑に行えるよう、基金には検討してもらいたい。
(養鶏協会)
- ③ 生産者が基金間移動する場合には、借入れにより受けた補填に応じた返済の負担を解消してから移動するなど、補填の恩恵と負担の公平性をきちんと担保するようにしてもらいたい。
(全中、中畜)
- ④ 借入をしないことや積立金を減らすことによって飼料メーカーの負担が減るのであれば、その分は飼料価格を引き下げてもらいたい。
(JPPA、豚事協)
- ⑤ 今般の飼料価格高騰対策には多額の国費を充ていただき経営継続が可能となった。今後は、経営の厳しい畜種への対策、食料安全保障に資する自給飼料の生産・利用の拡大や家畜改良などの体質強化の取組等、国費がより効果的に使われるように検討してもらいたい。
(食鳥協会、中畜)

検討会の中間的総括の構成（案）

I 検討の経緯及び目的等

1. 配合飼料価格安定制度の概要等
2. 今般の高騰局面での問題点
3. 検討会の目的

II 検討会における検討経過等

1. 第1回から第6回検討会の開催日程及び主な内容
2. 論点整理と分類
論点①～③、⑨：「継続的に検討」
論点④～⑧：「集中的に方向性を検討」
論点⑩～⑪：検討会における議論の対象からは外す
3. 論点整理を踏まえた事務局案の提示
 - (1) 異常補填について（論点④・⑤）
 - (2) 通常補填について（論点④・⑤・⑥・⑦）
 - (3) 通常補填の補填単価の判明の早期化について（論点⑧）
4. 事務局案に関する各民間基金団体の意見等

III 当面の制度のあり方（案）

1. 総論
 - (1) 今般の検討の範囲について
 - (2) 論点④～⑧を検討するに当たっての留意点
2. 各論
 - (1) 論点④及び論点⑤についての各論
 - (2) 論点⑥についての各論
 - (3) 論点⑦についての各論
 - (4) 論点⑧についての各論
3. まとめ（総括）
 - (1) 今般の課題に対する当面の対応について
 - (2) 継続的に検討する論点（論点①～③、⑨）について

主な論点ごとの検討の進め方①（案）

参考 1（第 4 回検討会資料）

主な論点	検討スケジュール	検討方針		全農基金	畜産基金	全日基
①通常基金と異常基金の構造	・ 継続的に検討	・ 構造の大幅な変更に関わることから、慎重な検討が必要		・ 通常・異常補填の 2 階建ての骨格は効果的で優れたもので重要と考えるため維持が必要	・ 通常基金と異常基金の一本化 ・ さらに、畜種別の交付基準を設定	・ 通常基金と異常基金の一本化 ①二階建てから平屋の間仕切り方式へ ②異常基金を廃止し、安定機構を通じて新基金に国費補助
②異常基金の発動基準緩和・国費負担の増加	・ 継続的に検討	・ 全額国費による緊急特別対策（予備費）は、非常事態における異例の措置であるほか、構造の大幅な変更に関わることから、慎重な検討が必要		・ 異常補填をはじめとして、状況に合わせ国費による特例対応等の発動を希望	・ 通常基金における民間借入れの負担軽減を含め、異常補填金の発動基準を引下げ ・ さらに、異常基金は 国費負担による交付財源のみ	・ 急激な価格上昇に対応した補填上限の特例を新設 ①特例として補填上限を引き上げる（基準輸入原料価格の3割まで） ②特例補填金は国庫から拠出 （注）異常補填は廃止するため、新たな補填における国庫負担による特例措置を記載
③積立金の負担	・ 継続的に検討	・ 構造の大幅な変更に関わることから、慎重な検討が必要 ・ ただし、民間積立分の生産者とメーカーの負担割合は、各基金団体において設定可		・ 手厚く財源を作るため引き続き生産者、生産者団体がともに負担	・ 通常補填積立金は、加入生産者のみの積立金とする ・ 異常補填積立金は、国費のみの積立金とする	・ 補填金及び積立金にかかる民間負担の軽減 ①民間の補填負担の軽減（現状）民間8：国2 ⇄ 民間6：国4 ②民間の積立単価（必要額ベース）の引き下げ（現状の7割水準） ・ 最終的には、国と受益者（生産者）による補填制度とすべき
④財源の範囲で払い切り（借入による財源確保）	・ 集中的に方向性を検討	・ 3 基金団体の意向が異なるが、検討を進める ・ ただし、通常基金については、各基金団体において設定可		・ 必要に応じて借入を実施 ・ 借入の判断は、過去の返済実績等を考慮	・ 払い切りとする ・ ただし、通常補填財源が不足する場合、その後、年度内に積み立てられる通常補填積立金総額（見込み）の範囲内で、理事会の決議により借入れ	・ ①補填上限の設定、②分割補填、③払い切りを組み合わせることで、借入金に依存した補填を抑止
⑤上限補填単価の設定	・ 集中的に方向性を検討	・ 3 基金団体の意向が異なるが、検討を進める ・ ただし、通常補填については、算定した補填単価の範囲内で各基金団体において設定可		・ 設定せず、満額補填を行う	・ 「通常補填積立金単価の●倍まで」や「四半期配合飼料改定額まで」などの上限を設定	・ 補填水準に上限を設定 ・ 補填の上限は、原則、基準輸入原料価格の2割に設定
⑥最小補填単価の引上げ	・ 集中的に方向性を検討	・ 3 基金団体の意向が異なるが、検討を進める ・ ただし、最小補填単価の水準は、各基金団体において設定可		・ 現状維持	・ 年度ごとの生産者積立金単価を最小補填単価として設定 <補足> ① 当単価の引き上げ改定を早期に実施し、通常補填財源の早期回復に繋げる。	・ 最小補填単価を現状の250円/トンから500円/トンに引き上げ
⑦通常基金財源の保有水準	・ 集中的に方向性を検討	・ 適正な保有水準について、検討を進める		・ 増やすべきであり、基本契約期間末の繰越財源の上限は撤廃するか、過去の借入最大額を目安に設定	・ 約 2 年分の通常補填財源残高をもっても令和 4 年度に枯渇したことから、基本契約期間末の残高は年間積立額の 2 年分を目標に設定	・ 年間積立額の 1 ～ 2 年分程度の水準を基本とするが、2年分程度の財源を保持しておくことが望ましい
⑧補填単価の判明の早期化	・ 集中的に方向性を検討	・ 補填単価算定に用いるデータの公正性・透明性を確保する ・ 畜産生産者にとって分かりやすい仕組みを構築する		・ 早期化すべき ・ 配合飼料改定額から計算する以前の手法が簡明、原料相場や為替相場も材料になりうる	・ 配合飼料価格改定時に補填金交付の有無及び交付単価が判明する方式へ見直すべき	・ 貿易統計データの前倒し利用により、補填単価の判明及び補填金交付を早期化（2 か月程度）
⑨通常補填 3 基金団体の統合	・ 継続的に検討	・ 3 基金団体が統合に合意することが前提となる		・ 積立や補填の考え方に違いがあると統合は困難	・ 基金間格差是正や管理費の削減のため、安定機構を軸に統合	・ 基金事務の効率化及びコスト低減のため統合が必要

主な論点ごとの検討の進め方②（案）

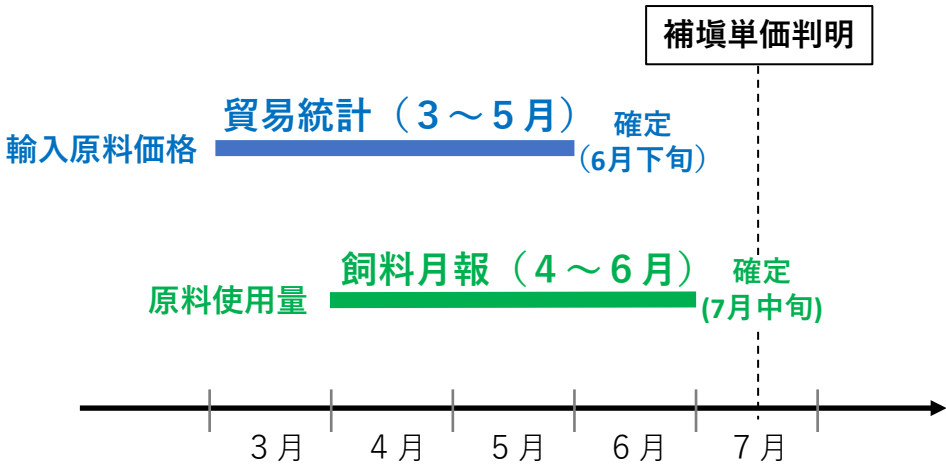
主な論点	検討スケジュール	検討方針		全農基金	畜産基金	全日基
⑩事務システムの 共通化	・ あり方検討会における議論の対象外			・ 現行システムは全国のＪＡで使われており、操作の変更や契約の方法、様式の変更への対応は困難	・ 畜産基金のシステム化は、膨大な費用が生じるため、現在の運営においては不可	・ 基金業務効率化は喫緊の課題、３基金統合は必要
⑪その他	・ あり方検討会における議論の対象外			・ 通常基金の運用と異常基金の積立について各基金がそれぞれ計画的に判断できるように見直し ・ 時代に合わせた契約や事務処理の合理化を検討 押印廃止 書類の電子化（郵送の廃止） 電子端末での契約	—	・ 配合飼料価格の引上げに対する激変緩和という制度の根幹を堅持すべき ・ 手書伝票廃止等可能な省力化を図るべき

事務局案 論点④～⑦（借入による財源確保、上限補填単価の設定、
最小補填単価の引上げ、通常基金財源の保有水準）及び当面の異常補填のあり方

現行		事務局案
異常基金 国費勘定 民間勘定	●財源措置 国が措置した額と同額を3基金で積み立て、同一単価で補填	○ 各基金が決定する補填単価に応じ、国が同額を補助（負担割合1：1）する運用に改善（※1）
	●補填単価（異常補填） 各基金が横並びで ・ 補填単価 ・ 借入による財源確保を同一とする運用	○ 各基金が、補填単価や借入を個別に決定できる運用に改善（※1） ※1：具体的な内容は、関係部局と調整し、補助金等交付要綱及び各基金、安定機構の規程を改定。
通常基金 A通常基金 B通常基金 C通常基金	●補填単価（通常補填） 各基金の判断により、 ・ 補填単価や上限・最小単価 ・ 借入による財源確保を個別に決定可能	○ 各基金が、補填単価や借入を個別に決定できることを明確化
	●保有水準（通常補填） 各基金が原則1年間分の財源を積立て	○ 過度な水準にならない範囲内で各基金が積立てできる運用に改善（※2） ※2：具体的な内容は、次期基本契約期間（令和7年度～10年度）における補填の発動状況等を踏まえて調整。

【現行】

（例）第 1 四半期の単価判明スケジュール



（参考）平成25年度における算定方法の見直し

	補填単価算定に用いるデータ	
	H25年度	H26年度～
異常補填	輸入原料価格	輸入原料価格
通常補填	配合飼料の改定額	輸入原料価格

⇒異常補填と同じく輸入原料価格の変化を捉えた仕組みへと見直し、公正・客観な指標の下で制度を運用

事務局の考え

- 通常補填単価の早期判明については、
- （１）補填単価算定に用いるデータの公正性・客観性・透明性が確保されること
 - （２）原料穀物の流通・使用の実態に即していること
 - （３）３基金共通の考え方により算出された限度額の範囲内で各基金が決定すること
- を満たし、かつ、現行よりも早期に活用可能な指標について、本年秋までに基金において検討し、検証した上で提案いただきたい。